

令和3年度京都中丹いちおし商品 第2期募集要領

1 目的

中丹地域への誘客や特産品の販路開拓等につなげるため、地域の魅力を生かした商品の開発・PRの展開が必要となっている。

については、商品の付加価値等を高めたいと希望する意欲ある事業者から広く商品等を募集し、選定した商品を「京都中丹いちおし商品」として広範にPRすることで、農商工連携や地域の活性化を図ることを目的とする。

2 対象者

中丹地域に事業所を有する法人、団体又は個人

3 募集期間

令和3年12月24日（金）～令和4年2月10日（木）

4 募集対象商品等

募集対象商品等は次に掲げるものとし、中丹地域の事業所で製造（OEMも可）され、原材料として府内産農林水産物を使用している加工食品等（生鮮食品を除く）。ただし、府内産の割合は問わないものとする。

募集する商品

① 完成品部門

- ・付加価値を高めたい既存商品
- ・既に販売実績と知名度もあるが「京都中丹いちおし商品」として販売力の向上を目指す商品

② 開発中部門

- ・商品開発の専門家、中丹女性伝道師[※]による助言を必要とする、商品化へ向けて開発中の商品

※「中丹女性伝道師」とは、応募商品の審査・開発において助言等を行い、選定商品を情報発信する京都府の協力員です。

※ 開発中部門の商品は「京都中丹いちおし商品」には選定されません。

5 応募費用

無料

6 審査の流れ

応募商品は、中丹女性伝道師並びに商品開発の専門家による審査を行い、「京都中丹いちおし商品」として選定します。

審査項目

- ① おいしさ・見た目
- ② こだわり（中丹らしさ、原材料・製造方法、パッケージ）
- ③ お土産商品としての魅力（価格帯、旅行者向けの工夫等）

| | 第1期募集（終了） | 第2期募集（予定） |
|----------|---|---------------|
| 応募開始 | 令和3年7月27日（火） | 令和3年12月24日（金） |
| 応募〆切 | 令和3年8月31日（火） | 令和4年2月10日（木） |
| 審査 | 10月8日（金） | 3月上旬 |
| | ・審査では実際に商品を試食の上、評価を行います。 ・審査用の商品は、京都府中丹広域振興局で購入させていただきます。 | |
| 結果発表 | 10月21日（木） | 3月中旬 |
| 選定商品のPR等 | ・京都中丹いちおし商品パンフレット、ホームページへの掲載 ・中丹女性伝道師によるSNS等での商品PR ・各種イベント等への出展案内・PR等、販路拡大に繋がる支援を実施 | |

7 専門家による助言

開発中部門の応募商品や惜しくも選定されなかった商品のブラッシュアップについて、専門知識を要する場合は、（公財）京都産業21又は（一社）京都府農業会議の専門家派遣を求めることができる。（対象者の要件あり）

8 応募方法

「京都中丹いちおし商品応募用紙」に必要事項を記入の上、下記の応募・問合せ先まで持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出する。

応募・問合せ先

〒625-0036 舞鶴市字浜 2020 番地

京都府中丹広域振興局 農林商工部

農商工連携・推進課「京都中丹いちおし商品」担当

電話：0773-62-2743 FAX：0773-62-2859

担当：和佐谷(ワサキ)又は浅野(アサノ)まで

E-mail：c-n-noushoko@pref.kyoto.lg.jp